

所管府省	支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	交付又は支出先法人名称	契約の相手方の法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分
文部科学省	物質・材料研究機構	2050005005211	公益社団法人 腐食防食学会	1010005003260	学会等負担金	110,500		令和3年5月14日 他6件		公社	国認定
文部科学省	物質・材料研究機構	2050005005211	公益社団法人 腐食防食学会	1010005003260	図書費	231,000		令和3年12月17日 他1件		公社	国認定
文部科学省	物質・材料研究機構	2050005005211	公益社団法人 高分子学会	2010005018860	学会等負担金	604,050		令和3年5月14日 他26件		公社	国認定
文部科学省	物質・材料研究機構	2050005005211	公益社団法人 日本磁気学会	3010005016896	学会等負担金	297,000		令和3年4月9日 他19件		公社	国認定
文部科学省	物質・材料研究機構	2050005005211	公益社団法人 日本磁気学会	3010005016896	図書費	164,900		令和3年11月26日 他2件		公社	国認定
文部科学省	物質・材料研究機構	2050005005211	公益社団法人 応用物理学会	3010005017052	学会等負担金	2,888,552		令和3年4月2日 他38件		公社	国認定
文部科学省	物質・材料研究機構	2050005005211	公益財団法人 高輝度光科学研究センター	3140005020349	施設利用料	10,405,858		令和3年6月4日 他17件		公財	国認定
文部科学省	物質・材料研究機構	2050005005211	公益財団法人 高輝度光科学研究センター	3140005020349	出向負担金	2,044,983		令和3年4月16日 他7件		公財	国認定
文部科学省	物質・材料研究機構	2050005005211	公益社団法人 低温工学・超電導学会	4010005016747	学会等負担金	503,000		令和3年5月28日 他13件		公社	国認定
文部科学省	物質・材料研究機構	2050005005211	公益社団法人 日本材料学会	4130005012412	学会等負担金	102,900		令和3年6月4日 他6件		公社	国認定
文部科学省	物質・材料研究機構	2050005005211	公益社団法人 日本材料学会	4130005012412	図書費	164,340		令和3年11月19日 他1件		公社	国認定
文部科学省	物質・材料研究機構	2050005005211	公益社団法人 日本油化学会	5010005016408	図書費	105,500		令和4年3月18日		公社	国認定
文部科学省	物質・材料研究機構	2050005005211	公益社団法人 電気化学会	5010005018107	学会等負担金	361,000		令和3年4月2日 他12件		公社	国認定
文部科学省	物質・材料研究機構	2050005005211	公益社団法人 日本金属学会	6370005000044	学会等負担金	1,212,000		令和3年4月2日 他27件		公社	国認定
文部科学省	物質・材料研究機構	2050005005211	公益社団法人 日本金属学会	6370005000044	広告宣伝費	159,500		令和3年5月21日 他3件		公社	国認定
文部科学省	物質・材料研究機構	2050005005211	公益社団法人 日本金属学会	6370005000044	図書費	774,400		令和3年6月11日 他7件		公社	国認定
文部科学省	物質・材料研究機構	2050005005211	公益社団法人 日本化学会	7010005016422	学会等負担金	417,500		令和3年4月9日 他16件		公社	国認定
文部科学省	物質・材料研究機構	2050005005211	公益社団法人 日本表面真空学会	7010005017940	学会等負担金	359,000		令和3年7月30日 他10件		公社	国認定
文部科学省	物質・材料研究機構	2050005005211	公益社団法人 日本表面真空学会	7010005017940	図書費	210,000		令和3年7月9日 他5件		公社	国認定
文部科学省	物質・材料研究機構	2050005005211	公益社団法人 日本アイソトープ協会	7010005018674	研修費	155,800		令和3年7月30日 他4件		公社	国認定
文部科学省	物質・材料研究機構	2050005005211	公益社団法人 発明協会	7010405009918	特許印紙予納金	15,000,000		令和3年5月28日 他2件		公社	国認定
文部科学省	物質・材料研究機構	2050005005211	公益社団法人 日本分析化学会	7010705001780	図書費	115,775		令和3年8月27日 他1件		公社	国認定
文部科学省	物質・材料研究機構	2050005005211	公益社団法人 日本複製権センター	8010405010536	図書費	122,100		令和3年4月16日		公社	国認定
文部科学省	物質・材料研究機構	2050005005211	公益社団法人 日本セラミックス協会	8011105004638	学会等負担金	564,000		令和3年4月2日 他20件		公社	国認定
文部科学省	物質・材料研究機構	2050005005211	公益社団法人 日本セラミックス協会	8011105004638	図書費	165,000		令和3年4月2日 他1件		公社	国認定
文部科学省	物質・材料研究機構	2050005005211	公益社団法人 日本顕微鏡学会	9011105005429	学会等負担金	304,000		令和3年5月14日 他20件		公社	国認定
文部科学省	物質・材料研究機構	2050005005211	公益社団法人 日本顕微鏡学会	9011105005429	広告宣伝費	100,000		令和3年12月10日		公社	国認定

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。